

こころ咲良高等学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改定

1 目的

この基本方針は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、家庭や地域・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容等を明らかにするとともに、いじめ防止等のための取組を定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と※1一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は※2物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法第2条」より抜粋）

※1「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や塾、スポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係を指す。

※2「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

3 組織

- (1) 「いじめ防止対策委員会」は、校長・教頭・教務部主任・生徒支援部主任・該当学年主任・該当学級担任で構成する。
- (2) 「いじめ防止対策委員会」は、生徒や保護者からの相談を受けて、情報収集、記録、情報共有を行い、いじめ問題対応の中核となる。
- (3) 必要に応じて、警察等の関係機関と情報を共有し、事案解決を図る。

4 いじめ防止の取組

- (1) LHRや特別活動等を通して、感謝の心を育み、日常的に自他の生命を尊重する教育を行う。
- (2) 行事等を通して、互いの交流を深め、他者を尊重する態度を養うとともに、主体的な取り組みによって自己を再発見し、自己肯定感を高める。
- (3) 全職員が、生徒の相談しやすい雰囲気づくりに努め、悩み等の把握がしやすい環境をつくる。
- (4) 教員のスキルアップのための研修を充実する。

5 いじめの早期発見

- (1) 教員は登校した生徒の観察に努め、気になる様子があればすぐに個別の面談を行う。面談の様子は、可能な限りその日のうちに保護者に連絡し、相互の情報共有を図り、保護者との信頼関係を築くよう努める。
- (2) 「いじめアンケート（生徒用）」を年間2回程度実施し、生徒の些細な変化を見逃さないチェック体制を構築する。
- (3) 職員朝会、学年会、分掌部会、職員会議等で、日常的に職員間での生徒の情報共有を図り、組織的な対応を徹底する。
- (4) スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用により、生徒の悩みをくみ上げることができる相談体制の充実を図る。

6 いじめに対する措置

- (1) いじめを発見もしくは通報を受けた職員は、いじめを受けている生徒もしくは通報した生徒の安全を確保しつつ、速やかに「いじめ防止対策委員会」へ報告し、以後は「いじめ防止対策委員会」が中心となって組織対応を行う。
- (2) 加害者、被害者それぞれの人格の成長と、問題の解決及び再発防止を主眼とし、早急に事実確認の調査と指導を行う。その際、プライバシー保護等の教育的配慮を施したうえで、慎重に事案に対処する。必要に応じてスクールカウンセラー等外部の専門家による聞き取り等も検討する。
- (3) 重大事態と認知した場合は、その事実と調査結果を長崎県総務部学事振興課へ速やかに報告する。